

2025年12月1日

お取引先 各位

鹿島建物総合管理株式会社

支払方法の変更（でんさいの導入）について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素より当社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、弊社は支払条件を見直し、下記のとおり支払方法を変更することいたしましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

支払区分「一般支払い（材料費・外注費）」における、支払金額が310万円以上の場合の、300万円を超過した金額分の支払について、従来の約束手形での支払を取り止め、「でんさい払い」に変更

※約束手形からでんさいへの切替以外については、従来通りとなります。

※既契約分も含めて一律に変更いたします。

※詳細については、別紙「支払条件について（ご通知）」をご参照ください。

※でんさい（電子記録債権）のお受け取りが困難なお取引先様は、以下
お問合せ先にご相談ください。

2. 変更適用時期

2025年12月19日振出分より

3. 本件に関するお問合せ先

鹿島建物総合管理株式会社 経理部 TEL：03-6748-7063

以上

(別 紙)

お取引先 各位

2025年12月1日

鹿島建物総合管理株式会社

支払条件について（ご通知）

支払区分	支払条件（変更前）		支払条件（変更後）	
労務費支払い	請求金額の全額 翌月末日振込払い		請求金額の全額 翌月末日振込払い	
一般支払い (材料費・外注費)	請求金額が310万円未満の場合	翌々月20日振込払い	請求金額が310万円未満の場合	翌々月20日振込払い
	請求金額が310万円以上の場合	①300万円を翌々月20日に振込払い ②300万円を超える金額に対しては 翌々月20日に手形支払い (サイト60日) ※手形振出金額は、10万円単位 とし、端数は①の振込払い分に 含める。	請求金額が310万円以上の場合	①300万円を翌々月20日に振込払い ②300万円を超える金額に対しては 翌々月20日にでんさい支払い (サイト60日) ※でんさいの金額は10万円単位 とし、端数は①の振込払い分に 含める。

- (注) 1. 原則、当月分（1日から末日までの役務提供分）の請求書提出締切日は、翌月10日とします。
2. 上記支払条件は、変更することがあります。